

(別紙1) 提供先

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先1 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1項 	健康保険法（大正11年法律第70号）第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第3条で定めるもの
提供先2 全国健康保険協会	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2項 	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定めるもの
提供先3 健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3項 	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第5条で定めるもの
提供先4 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第5項 	船員保険法（昭和14年法律第73号）第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第7条で定めるもの
提供先5 全国健康保険協会	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第7項 	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるもの
提供先6 都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第11項 	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの
提供先7 都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13項 	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条で定めるもの
提供先8 市町村長	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第15項 	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの
提供先9 都道府県知事又は市町村長	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第20項 	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条で定めるもの
提供先10 市町村長	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第28項 	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条で定めるもの
提供先11 市町村長	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第37項 	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第39条で定めるもの
提供先12 都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第39項 	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第41条で定めるもの

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先13 市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48項 	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条で定めるもの
提供先14 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53項 	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第55条で定めるもの
提供先15 日本私立学校振興・共済事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第57項 	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第59条で定めるもの
提供先16 厚生労働大臣又は共済組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第58項 	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第60条で定めるもの
提供先17 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第59項 	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第61条で定めるもの
提供先18 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第63項 	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第65条で定めるもの
提供先19 国家公務員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第65項 	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第67条で定めるもの
提供先20 国家公務員共済組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第66項 	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第68条で定めるもの
提供先21 市町村長又は国民健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69項 	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条で定めるもの
提供先22 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第73項 	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第75条で定めるもの
提供先23 市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第75項 	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第77条で定めるもの
提供先24 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第76項 	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第78条で定めるもの
提供先25 都道府県知事等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81項 	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条で定めるもの

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先26 地方公務員共済組合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第83項	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第85条で定めるもの
提供先27 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第86条で定めるもの
提供先28 市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第86項	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第88条で定めるもの
提供先29 市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第89条で定めるもの
提供先30 厚生労働大臣又は都道府県知事	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第93条で定めるもの
提供先31 都道府県知事等	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第94条で定めるもの
提供先32 市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96項	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第98条で定めるもの
提供先33 市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106項	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条で定めるもの
提供先34 市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108項	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第110条で定めるもの
提供先35 厚生労働大臣	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第110項	雇用保険法（昭和49年法律第116号）による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第112条で定めるもの
提供先36 厚生労働大臣	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第112項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第114条で定めるもの
提供先37 後期高齢者医療広域連合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115項	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第117条で定めるもの
提供先38 厚生労働大臣	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第118項	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先39 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第124項 	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第126条で定めるもの
提供先40 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第129項 	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第131条で定めるもの
提供先41 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第130項 	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第132条で定めるもの
提供先42 市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132項 	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条で定めるもの
提供先43 都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第136項 	被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第138条で定めるもの
提供先44 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137項 	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第139条で定めるもの
提供先45 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第138項 	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第140条で定めるもの
提供先46 独立行政法人日本学生支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第141項 	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第143条で定めるもの
提供先47 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第142項 	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第144条で定めるもの
提供先48 都道府県知事又は市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144項 	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条で定めるもの
提供先49 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第149項 	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第151条で定めるもの

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先50 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第150項 	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第152条で定めるもの
提供先51 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第151項 	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条で定めるもの
提供先52 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第152項 	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第154条で定めるもの
提供先53 市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第155項 	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条で定めるもの
提供先54 厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第156項 	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第158条で定めるもの
提供先55 都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第158項 	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第160条で定めるもの
提供先56 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160項 	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条で定めるもの
提供先57 地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第163項 	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第165条で定めるもの

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先58 都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第164項 	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第166条で定めるもの
提供先59 都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第165項 	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第167条で定めるもの
提供先60 都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第166項 	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第168条で定めるもの

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 1	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第1項</p> <p>【提供先における用途】 健康保険法（大正11年法律第70号）第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1項</p> <p>【提供先における用途】 健康保険法（大正11年法律第70号）第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第3条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2	<p>【提供先】 全国健康保険協会</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第2項</p> <p>【提供先における用途】 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 全国健康保険協会</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2項</p> <p>【提供先における用途】 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3	<p>【提供先】 健康保険組合</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第3項</p> <p>【提供先における用途】 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 健康保険組合</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3項</p> <p>【提供先における用途】 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第5条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第4項</p> <p>【提供先における用途】 船員保険法（昭和14年法律第73号）第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第5項</p> <p>【提供先における用途】 船員保険法（昭和14年法律第73号）第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第7条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5	<p>【提供先】 全国健康保険協会</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第6項</p> <p>【提供先における用途】 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 全国健康保険協会</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第7項</p> <p>【提供先における用途】 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 6	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第8項</p> <p>【提供先における用途】 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第11項</p> <p>【提供先における用途】 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 7	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第9項</p> <p>【提供先における用途】 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13項</p> <p>【提供先における用途】 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 8	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第11項</p> <p>【提供先における用途】 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第15項</p> <p>【提供先における用途】 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 9	<p>【提供先】 都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第16項</p> <p>【提供先における用途】 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第20項</p> <p>【提供先における用途】 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 10	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第18項</p> <p>【提供先における用途】 予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第28項</p> <p>【提供先における用途】 予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 1 1	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第20項</p> <p>【提供先における用途】 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第37項</p> <p>【提供先における用途】 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第39条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 1 2	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第21項</p> <p>【提供先における用途】 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第39項</p> <p>【提供先における用途】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第41条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 1 3	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第23項</p> <p>【提供先における用途】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48項</p> <p>【提供先における用途】 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 1 4	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第27項</p> <p>【提供先における用途】 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53項</p> <p>【提供先における用途】 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第55条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 1 5	<p>【提供先】 社会福祉協議会</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第30項</p> <p>【提供先における用途】 社会福祉法（昭和26年法律第45号）による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第57項</p> <p>【提供先における用途】 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第59条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 1 6	<p>【提供先】 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第31項</p> <p>【提供先における用途】 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣又は共済組合等</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第58項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第60条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 1 7	<p>【提供先】 日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第34項</p> <p>【提供先における用途】 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 文部科学大臣又は都道府県教育委員会</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第59項</p> <p>【提供先における用途】 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第61条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 1 8	<p>【提供先】 厚生労働大臣又は共済組合等</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第35項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第63項</p> <p>【提供先における用途】 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第65条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 1 9	<p>【提供先】 文部科学大臣又は都道府県教育委員会</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第37項</p> <p>【提供先における用途】 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 国家公務員共済組合</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第65項</p> <p>【提供先における用途】 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第67条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2 0	<p>【提供先】 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第38項</p> <p>【提供先における用途】 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 国家公務員共済組合連合会</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第66項</p> <p>【提供先における用途】 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第68条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 2 1	<p>【提供先】 国家公務員共済組合</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第39項</p> <p>【提供先における用途】 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長又は国民健康保険組合</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69項</p> <p>【提供先における用途】 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2 2	<p>【提供先】 国家公務員共済組合連合会</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第40項</p> <p>【提供先における用途】 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第73項</p> <p>【提供先における用途】 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第75条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2 3	<p>【提供先】 市町村長又は国民健康保険組合</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第42項</p> <p>【提供先における用途】 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第75項</p> <p>【提供先における用途】 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第77条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2 4	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第48項</p> <p>【提供先における用途】 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第76項</p> <p>【提供先における用途】 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第78条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2 5	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第53項</p> <p>【提供先における用途】 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事等</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81項</p> <p>【提供先における用途】 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 2 6	<p>【提供先】 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第54項</p> <p>【提供先における用途】 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 地方公務員共済組合</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第83項</p> <p>【提供先における用途】 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第85条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2 7	<p>【提供先】 都道府県知事等</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第57項</p> <p>【提供先における用途】 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第84項</p> <p>【提供先における用途】 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第86条で定めるもの</p>	事前	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2 8	<p>【提供先】 地方公務員共済組合</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第58項</p> <p>【提供先における用途】 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第86項</p> <p>【提供先における用途】 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第88条で定めるもの</p>	事前	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 2 9	<p>【提供先】 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第59項</p> <p>【提供先における用途】 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第87項</p> <p>【提供先における用途】 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第89条で定めるもの</p>	事前	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3 0	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第61項</p> <p>【提供先における用途】 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣又は都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第91項</p> <p>【提供先における用途】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第93条で定めるもの</p>	事前	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 3 1	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第62項</p> <p>【提供先における用途】 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事等</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92項</p> <p>【提供先における用途】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第94条で定めるもの</p>	事前	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3 2	<p>【提供先】 厚生労働大臣又は都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第66項</p> <p>【提供先における用途】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96項</p> <p>【提供先における用途】 母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第98条で定めるもの</p>	事前	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3 3	<p>【提供先】 都道府県知事等</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第67項</p> <p>【提供先における用途】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106項</p> <p>【提供先における用途】 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3 4	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第70項</p> <p>【提供先における用途】 母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市長村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108項</p> <p>【提供先における用途】 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第110条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3 5	<p>【提供先】 市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第74項</p> <p>【提供先における用途】 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第110項</p> <p>【提供先における用途】 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第112条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 3 6	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第77項</p> <p>【提供先における用途】 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第112項</p> <p>【提供先における用途】 雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第114条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3 7	<p>【提供先】 後期高齢者医療広域連合</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第80項</p> <p>【提供先における用途】 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 後期高齢者医療広域連合</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115項</p> <p>【提供先における用途】 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第117条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3 8	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第84項</p> <p>【提供先における用途】 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第118項</p> <p>【提供先における用途】 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第120条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 3 9	<p>【提供先】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第85の2項</p> <p>【提供先における用途】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第124項</p> <p>【提供先における用途】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第126条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4 0	<p>【提供先】 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第89項</p> <p>【提供先における用途】 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による保健手当又は葬料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第129項</p> <p>【提供先における用途】 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第131条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 4 1	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第91項</p> <p>【提供先における用途】 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第130項</p> <p>【提供先における用途】 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第132条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4 2	<p>【提供先】 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第92項</p> <p>【提供先における用途】 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132項</p> <p>【提供先における用途】 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4 3	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第94項</p> <p>【提供先における用途】 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第136項</p> <p>【提供先における用途】 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第138条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4 4	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第96項</p> <p>【提供先における用途】 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137項</p> <p>【提供先における用途】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第139条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4 5	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第97項</p> <p>【提供先における用途】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第138項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第140条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 4 6	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第101項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 独立行政法人日本学生支援機構</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第141項</p> <p>【提供先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第143条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4 7	<p>【提供先】 農林漁業団体職員共済組合</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第102項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第142項</p> <p>【提供先における用途】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第144条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4 8	<p>【提供先】 独立行政法人農業者年金基金</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第103項</p> <p>【提供先における用途】 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144項</p> <p>【提供先における用途】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 4 9	<p>【提供先】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第105項</p> <p>【提供先における用途】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第149項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第151条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5 0	<p>【提供先】 独立行政法人日本学生支援機構</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第106項</p> <p>【提供先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第150項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第152条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 5 1	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第107項</p> <p>【提供先における用途】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第151項</p> <p>【提供先における用途】 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5 2	<p>【提供先】 都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第108項</p> <p>【提供先における用途】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第152項</p> <p>【提供先における用途】 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第154条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5 3	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第111項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第155項</p> <p>【提供先における用途】 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5 4	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第112項</p> <p>【提供先における用途】 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第156項</p> <p>【提供先における用途】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第158条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5 5	<p>【提供先】 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第113項</p> <p>【提供先における用途】 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第158項</p> <p>【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第160条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	提供先 5 6	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第114項</p> <p>【提供先における用途】 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160項</p> <p>【提供先における用途】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5 7	<p>【提供先】 市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第116項</p> <p>【提供先における用途】 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第163項</p> <p>【提供先における用途】 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第165条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5 8	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第117項</p> <p>【提供先における用途】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第164項</p> <p>【提供先における用途】 「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第166条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 5 9	<p>【提供先】 厚生労働大臣</p> <p>【法令上の根拠】 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号及び別表第2第120項</p> <p>【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第165項</p> <p>【提供先における用途】 「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第167条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
令和6年8月13日	提供先 6 0		<p>【提供先】 都道府県知事</p> <p>【法令上の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第166項</p> <p>【提供先における用途】 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第168条で定めるもの</p>	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

(別紙1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	提供先14 提供先における用途	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第55号で定めるもの	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第55号で定めるもの	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（字句の修正）
令和8年3月25日	提供先34 提供先	市長村長	市町村長	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（字句の修正）
令和8年3月25日	提供先38 提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第120条で定めるもの	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第120条で定めるもの	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（字句の修正）
令和8年3月25日	提供先40 提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第131条で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第131条で定めるもの	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（字句の修正）
令和8年3月25日	提供先41 提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第132条で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第132条で定めるもの	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（字句の修正）